



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式）の一部改正……………一
 ……（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
 ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
 - 家畜人工授精師の登録（二件）……………六
 ……（産業労働局農林水産部農業振興課）…
 - 保安林の指定……………七
 ……（産業労働局農林水産部森林課）…
- 公 告
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………八
 ……（環境局総務部環境政策課）…
 - 障害者就業・生活支援センターの変更……………八
 ……（産業労働局雇用就業部就業推進課）…
 - 争議行為の予告（二件）……………八
 ……（産業労働局雇用就業部労働環境課）…

告示

●東京都告示第千八十二号

平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 外 添 要 一

別記第五号様式その二を次のように改める。

その2

| | |
|-----------|-----------|
| (3) 担当部署 | |
| 計画の担当部署 | 名称 |
| 電 話 番 号 等 | |
| 公表の担当部署 | 電 話 番 号 等 |

| | |
|---------------------|---------|
| (4) 地球温暖化対策計画書の公表方法 | |
| ホームページで公表 | アドレス： |
| 窓口で閲覧 | 閲覧場所： |
| 冊子 | 所在地： |
| その他 | 閲覧可能時間： |
| | 冊子名： |
| | 入手方法： |

| | | | | | |
|--------------|----|-------------|---|---|---|
| (5) 指定年度等 | | | | | |
| 指定地球温暖化対策事業所 | 年度 | 事業所の使用開始年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 特定地球温暖化対策事業所 | 年度 | | | | |

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

(日本工業規格A列4部)

別記第五号様式その三中

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 非エネルギー起源 | | | | | | | | | |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | | | | | | | | | |
| メタン (CH ₄) | | | | | | | | | |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | | | | | | | | | |
| その他のガス | | | | | | | | | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | | | | | | | | | |
| パーフルオロカーボン (PFC) | | | | | | | | | |
| 六フッ化イオウ (SF ₆) | | | | | | | | | |
| 上水・下水 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 非エネルギー起源 | | | | | | | | | |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | | | | | | | | | |
| メタン (CH ₄) | | | | | | | | | |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | | | | | | | | | |
| その他のガス | | | | | | | | | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | | | | | | | | | |
| パーフルオロカーボン (PFC) | | | | | | | | | |
| 六フッ化イオウ (SF ₆) | | | | | | | | | |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | | | | | | | | | |
| 上水・下水 | | | | | | | | | |

等々。

別記第五号様式その四を次のように改める。

その4

6 総量削減義務に係る状況(特定地球温暖化対策事業所に課税する場合のみ記載)

(1) 基準排出量の算定方法

過去の実績排出量の平均

排出標準単位の用いている方法

その他

基準年度：()

算定方法：()

(2) 基準排出量の変更

| | | | | | | | |
|------|---------|----|----|----|----|----|----|
| 変更年度 | 前削減計画期間 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|------|---------|----|----|----|----|----|----|

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分

(4) 削減義務期間

年度から 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

| | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 特に優れた事業所への認定 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 極めて優れた事業所への認定 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |

(6) 年度ごとの状況

単位：t(二酸化炭素換算)

| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 削減義務期間合計 |
|----------|-----------------|----|----|----|----|----|----|----------|
| 決定及び評価の量 | 基準排出量(A) | | | | | | | |
| | 削減義務率(B) | | | | | | | |
| | 排出上限量(C=2A-D) | | | | | | | |
| | 削減義務量(D=Σ(A×B)) | | | | | | | |
| | 特定温室効果ガス排出量(E) | | | | | | | |
| 実績 | 排出削減量(F=A-E) | | | | | | | |

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

| 増減要因 | <input type="checkbox"/> 削減 | <input type="checkbox"/> 対策 | <input type="checkbox"/> 削減 | <input type="checkbox"/> 床面積の増減 | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 用途変更 |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 具体的な増減要因 | | | | | | |

(日本工業規格A列4部)

別記第五号様式その五を次のように改める。

その5

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況(自動車に係るものを除く。)

| 対策No | 対策の区分 | | 対策の名称 | 実施時期 | 備考 |
|------|-------|------|-------|------|----|
| | 区分番号 | 区分名称 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

備考 この様式で不足する場合は、行を追加して記入すること。

別記第五号様式その七を次のように改める。

その7

9 総量削減義務の履行状況(特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載)

(1) 削減義務率の区分

削減義務率の区分

(2) 削減義務期間

年度から 年度まで

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

| | | | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 特に優れた事業所への認定 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 極めて優れた事業所への認定 | | | | | | | |

(4) 各年度の削減義務履行状況

| | 義務開始の前年度 | | | | | | | 削減義務期間合計 |
|----------------------------------|-----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----------|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | |
| 基準排出量 (A) | (C) = 2(A - D) (D) = 2 (A × B) | | | | | | | 削減義務期間合計 |
| 削減義務率 (B) | | | | | | | | |
| 排出上限量 (C) = 2(A - D) | | | | | | | | |
| 削減義務量 (D) = 2 (A × B) | | | | | | | | |
| 特定温室効果ガス排出量(E) | | | | | | | | |
| 削減削減量 (F = A - E) | | | | | | | | |
| その他ガス削減量の義務充当量(G) | | | | | | | | |
| 報告可能削減量の義務充当量(H) | | | | | | | | |
| 超過削減量の量(I) | | | | | | | | |
| 取引を加味した排出削減量 (J = E + G + H - I) | | | | | | | | |
| 超過削減量 実行可能量 | | | | | | | | |

単位：t(二酸化炭素換算)

残りの削減義務期間における排出上限量

| 前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 | 削減量 |
|--------------------------------|------------|
| 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 | t(二酸化炭素換算) |
| 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 | t(二酸化炭素換算) |
| 削減期間における義務充当(バンククレジット)が可能な削減量 | t(二酸化炭素換算) |

備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

(日本工業規格A列4番)

別記第五号様式その八を次のように改める。

その8

10 削減義務の履行に係る措置(その他ガス排出量の削減及び排出量取引を含む。)の計画及び実施状況

| 対策No | 対策の区分 | | 対策の名称 | 削減効果の推計(一年度当たり) | | 実施時期 | 削減効果の推計(t) | | | | | 次の計画期間以降 |
|------------------------------|-------|------|-------|-----------------|--------|------|-----------------------------|----|----|----|----|----------|
| | 区分番号 | 区分名称 | | 削減量(t) | 削減率(%) | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 特定温室効果ガス排出量の削減効果の推計の合計 | | | | | | | | | | | | |
| その他ガス排出量の削減効果の推計の合計 | | | | | | | | | | | | |
| 排出量取引による取得量の合計 | | | | | | | | | | | | |
| 削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計 | | | | | | | | | | | | |
| 対策以外の要因による排出量の減少量の推計(基準排出量比) | | | | | | | | | | | | |
| 取引を加味した排出削減量 | | | | | | | | | | | | |
| 前年度排出量を維持したときと比較した排出量の削減量の推計 | | | | 追加的対策による削減効果 | | | 対策以外の要因による排出量の減少量(前年度排出量比) | | 合計 | | | |
| | | | | 追加的排出量取引による取得量 | | | | | | | | |
| | | | | | | | 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 | | | | | |

備考 一 この様式で不足する場合は、行を追加して記入すること。
 二 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

別記第五号様式その九を次のように改める。

その9

11 総括管理者及び技術管理者の氏名等
(1) 総括管理者

| | |
|---------------------------|-----|
| 氏名 | |
| 会社名 | |
| 所属名 | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| 地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号 | 受講日 |

(2) 技術管理者

| | |
|---------------------------|-------|
| 氏名 | |
| 会社名 | |
| 所属名 | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| 資格要件の名称 | 取得年月日 |
| 地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号 | 受講日 |

(技術管理者を都の登録事業者へ外部委託した場合のみ、次の欄にも記入すること。)

| | |
|-------|--------------|
| 都登録番号 | 登録日 (更新日) |
|-------|--------------|

12 添付する書類

| | |
|--|------------|
| | △別紙()のとおり |
| | △別紙()のとおり |
| | △別紙()のとおり |
| | △別紙()のとおり |
| | △別紙()のとおり |
| | △別紙()のとおり |

備考 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

●東京都告示第千八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

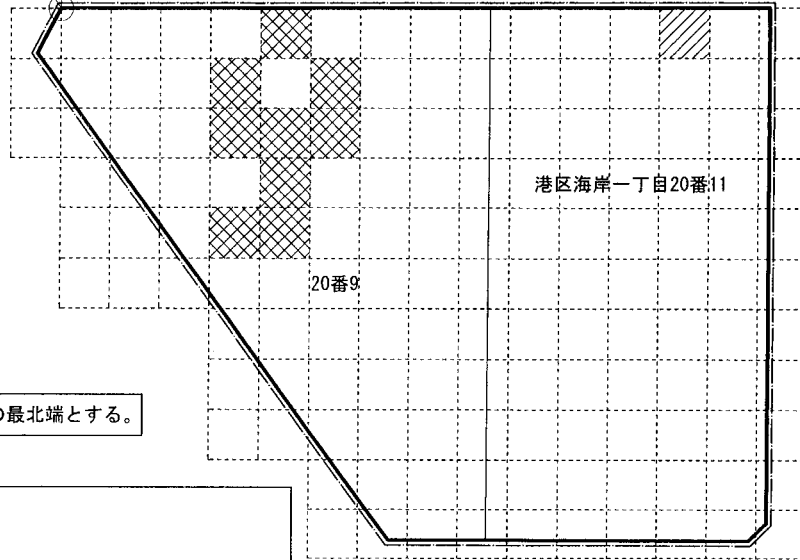
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

35° 15' 58"

支点



【支点】

支点は、港区海岸一丁目20番9の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第461号により指定した区域)

【格子の回転角度(35度15分58秒)】

格子の回転角は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十四号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百三十三号 平成二十八年三月二十九日 江東区塩 鎌塚 倫成 牛 家畜人工授精の業務

第八百三十四号 平成二十八年三月二十九日 江東区塩 鎌塚 倫成 牛 家畜人工授精の業務

めん羊 家畜人工授精の業務 山羊 家畜人工授精の業務

●東京都告示第千八十五号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百四十八号 平成二十八年三月十一日 北区浮間 菊池 望夢 牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外

及び家畜体外

受精卵移植の業務

●東京都告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所

御蔵島村字大川三八〇番から三八二番まで・四一六番・四三五番・四三六番一（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び御蔵島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村坪田六七三七番、六七三九番、六七四〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村雄山二二〇番（次の図に示す部分に限る。）

（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

（五〇九番、同村阿古三八八八番（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村坪田二〇二二番・二〇五七番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二〇五五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第八十六条第一項の規定に基づき、JFE扇島火力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十八年六月二十四日(金曜日)午後二時開始

二 場所

東京都庁第二本庁舎三十一階 特別会議室二十二

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十八年六月十六日(木曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その

他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

障害者就業・生活支援センターの変更について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称及び住所

特定非営利活動法人まひろ

世田谷区中町二丁目二十一番十二号

なかまちNPOセンター三〇六

二 事務所の所在地

世田谷区中町二丁目二十一番十二号

なかまちNPOセンター二階事務所

三 変更年月日

平成二十八年三月十一日

争議行為の予告について

東京都地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年五月二十三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年六月三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若
 千名を除くすべての組合員、または一部の組合員による
 ストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上
 原文のまま掲載)

別表
 社会医療法人社団健
 生会

立川相互病院 立川市錦町一丁目十六番十五号
 立川相互ふれあいクリニック 同 所二十三番四号
 立川相互病院附属子ども診療所 同 号 一階 所同 番二十五号
 すながわ相互診療所 立川市幸町五丁目九番地の二
 相互歯科 同 市錦町一丁目十七番十号 健生会歯科ビル
 にしき訪問看護ステーション 同 号 四階 所二十三番二十五号
 さかえ訪問看護ステーション 立川市栄町二丁目四十五番地の三十七
 あきしま相互病院 昭島市中神町千三百七十番地三
 昭島相互診療所 同 市福島町九百八番地十七
 在宅クリニック昭島相互 同 所同 番
 東中神訪問看護ステーション 同 所千十四番地六十四
 国分寺ひかり診療所 国分寺市光町三丁目十三番地三十四
 谷保駅前相互診療所 国立市富士見台一丁目十七番地三十六
 日吉町訪問看護ステーション 国分寺市日吉町一丁目四十五番地一 アメニティコウヤマ第二ガール

府中診療所 府中市府中町一丁目十三番地三
 しんまち訪問看護ステーション 同 市新町一丁目四十番地六
 日野台診療所 日野市日野台四丁目二十六番地の十六
 ひのだい訪問看護ステーション 同 所四番地の八 齊藤ビル二階
 羽村相互診療所 羽村市緑ヶ丘二丁目十五番地十
 にしたま訪問看護ステーション 同 緑ヶ丘ハイム一〇五 所二十六番地三
 伊奈平診療所 武蔵村山市伊奈平一丁目六十九番地の一 民商会館一階
 緑ヶ丘訪問看護ステーション 同 市大南二丁目四十五番地の五 サンライズ鈴忠二〇一
 けんせい歯科 八王子市東町二番三号 八王子共立ビル四階
 東京ほくと医療生活協同組合
 王子生協病院 北区豊島三丁目四番十五号
 介護老人保健施設ほくとはなみずき 同区東十条二丁目八番五号
 豊川通り診療所 同区豊島三丁目四番十五号 コープとうきょう豊島ビル二階
 生協北診療所 同区東十条二丁目八番五号
 生協浮間診療所 同区浮間三丁目二十二番一号
 赤羽東診療所 同区志茂四丁目十四番二号
 生協王子歯科 同区豊島三丁目十九番三号
 王子訪問看護ステーション 同 右
 十条訪問看護ステーション 北区中十条二丁目七番十三号 丸栄ビル一階

江北生協診療所 足立区江北二丁目二十四番一号
 鹿浜診療所 同 区新田二丁目四番十五号
 北足立生協診療所 同 区入谷三丁目一番五号
 訪問看護ステーションたんぼぼ 同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二
 荒川生協診療所 荒川区荒川四丁目五十四番五号
 汐入診療所 同 区南千住八丁目十番三号 一〇一
 虹の訪問看護ステーション 同 区荒川四丁目五十二番六号
 東京葛飾医療生活協同組合
 篠原診療所 葛飾区四ツ木四丁目十五番十五号
 下千葉診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号
 金町診療所 同 区東金町一丁目十五番五号
 ほりきり訪問看護ステーション 同 区白鳥二丁目三番六号
 かなまち訪問看護ステーション 同 区金町五丁目十四番六号
 北多摩中央医療生活協同組合
 むさし小金井診療所 小金井市本町一丁目十五番九号
 のがわ訪問看護ステーション 同 右
 みなみうら生協診療所 三鷹市下連雀七丁目一番二十七号 オタリ南浦ビル二階
 医療法人財団ひこばえ会
 セツルメント診療所 足立区東和四丁目二十番七号
 セツルメント診療所 同 所二十四番十六号

所分院

| | |
|------------------|--------------------------------|
| つやま訪問看護ステーション | 足立区大谷田一丁目七番十一号 |
| 水元セツルメント診療所 | 葛飾区水元三丁目二十二番二十一号 水元公園共同ビル二階 |
| 西都保健生活協同組合 | |
| 北多摩クリニック | 清瀬市上清戸二丁目一番四十一号 |
| 清瀬診療所 | 同 市元町一丁目十三番二十七号 |
| 北多摩訪問看護ステーション | 同 市上清戸二丁目一番四十二号 |
| 北多摩生協診療所 | 東村山市本町四丁目二番地三十二号 |
| かるがも訪問看護ステーション | 同 所同 番一 番一 番一 |
| 富士見通り診療所 | 東久留米市本町三丁目三番二十三号 |
| みその診療所 | 小平市美園町一丁目二番十六号 |
| みその歯科 | 同 右 |
| 訪問看護ステーション泉 | 小平市仲町百九十五番地九 ไร่ トハウス一階 |
| 東京西部保健生活協同組合 | |
| せいきよう診療所 | 杉並区松ノ木三丁目二十三番八号 |
| 和田堀診療所 | 同 区和田二丁目四十二番五号 |
| 上井草診療所 | 同 区今川三丁目三十番十号 |
| すぎなみ中央訪問看護ステーション | 同 区梅里二丁目二十八番三号 |
| 上井草訪問看護ステーション | 同 区今川三丁目三十番十号 |
| 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 | |

愛育クリニック

港区南麻布五丁目六番八号

愛育病院

同区芝浦一丁目十六番十号

公益財団法人結核予防会

第一健康相談所

千代田区三崎町一丁目三番十二号

複十字病院

清瀬市松山三丁目一番二十四号

新山手病院

東村山市諏訪町三丁目六番地一

介護老人保健施設 保生の森

同 右

財団法人愛生会厚生 荘病院

多摩市和田千五百四十七番地

争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年五月二十三日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年六月三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番二

四 種類

日本赤十字社 港区芝大門一丁目一番三号

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。

ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

